

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。

本件請求において請求人は、市長は、新市庁舎について、北仲通南地区での整備案を最適な案と考え、北仲通南地区を整備予定地と位置づけ、検討を進めている。しかし、UR との北仲通南地区敷地譲渡契約は、債務負担行為の設定や、固定資産税を免除する等の権利放棄の議決がされておらず無効である。この契約による拘束を理由として、新市庁舎を港町地区に建設する方が支出を削減できるにもかかわらず、液状化の「危険度が高い」北仲通南地区に建設することは、市の重要な財産を維持・確保する観点からも不相当であり、「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とする地方自治法第 2 条第 14 項及び「経費は、その目的を達するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない」とする地方財政法第 4 条第 1 項の各規定に違反する。

したがって、中区北仲通南地区に新市庁舎を建設することを目的とする設計業務委託、工事請負、その他の契約を締結しないよう求めています。

地方自治法第 2 条第 14 項及び地方財政法第 4 条第 1 項については、「各規定は、いずれも地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的指針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。

そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（昭和 53 年 10 月 4 日最高裁判所大法廷判決。）（平成 17 年 7 月 27 日大阪高等裁判所判決）と判示されています。

上記判例に照らしてみると、請求人から提出された資料では、市長の判断が裁量権を逸脱又は濫用していると認められる事実を証する書類が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は、法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。